

集団的自衛権の容認に向けた政府の 「憲法9条解釈改憲」の動きは許されない

◆9条の解釈改憲を狙う安倍内閣

安倍晋三首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇、座長・柳井俊二元駐米大使)は9月17日、首相官邸で7カ月ぶりに第2回会合を開き、集団的自衛権行使を禁じている政府の憲法9条解釈を見直し、行使を全面的に容認する報告書を年内にもまとめて首相に提出するという報道がなされました。

集団的自衛権の定義は、次の通りです。「他の国家が武力攻撃を受けた場合に直接に攻撃を受けていない第三国が協力して共同で防衛を行う国際法上の権利だが、その本質は、直接に攻撃を受けている他国を援助し、これと共同で武力

攻撃に対処するというところにある」。したがって、これを容認するということは、同盟国(アメリカなど)に対する武力攻撃を、日本に対するものと見なして反撃するということを意味します。日本自体に軍事的危機のない場合でも、他国の武力紛争に武力をもって参加することが可能になってしまいます。

元内閣法制局長官・阪田雅裕氏は、マスコミ等で「歴代の内閣で議論が積み重ねられてきた結果、現行の憲法、とりわけ9条第2項によって、これは認められないとの結論に達している」と説明しており、内閣法制局は、これまで一貫して、集団的自衛権を認めない解釈をしてきました。

一方、安倍首相は、前回の政権時から、「集団的自衛権」容認を実現することに執念を燃やしており、今回は、この安保法制懇とは別に、8月には内閣法制局長官の交替を行いました。

これ自体も大きな問題です。HuRP理事の水島朝穂早稲田大学教授は、自身のHPの「直言」(2013年9月2日)の中で、こう指摘し



ています。

「安倍首相はこの 8 月、集団的自衛権行使を合憲とする解釈変更を行うために、内閣法制局長官の首をすげ替えた。新しい長官には、行使に積極的とされる小松一郎氏(前駐仏大使)が就任した。長官は第一部長、次長を経験した人が任命されるという長年の人事慣行を破るものだった。これは、大学教授ではない文部官僚を学長に任命する愚策に次ぐ、いやそれ以上の禁じ手である。正直、ここまで露骨にやるとは思わなかった。

内閣法制局設置法 3 条 3 号は、「法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること」と定める。内閣法制局が国会において憲法解釈を示す根拠はここにある。行政府の憲法解釈は最終的に内閣の責任において行うという建前からすれば、内閣が法制局による憲法解釈を変更することは一般的にはあり得る。問題は、解釈変更がどこまで認められるかである。

衆議院予算委員会における大森政輔内閣法制局長官の答弁(1997 年 2 月 28 日)にこうある。「…私が法解釈の変更は困難であると申しましたのは、特に 9 条に関する政府の解釈と申しますのは、憲法の基本理念の一つである平和主義という国的基本的なあり方に係るものでありまして、長年の議論の積み重ねによって確定し、定着している考え方、解釈というものを、政策上の必要性によって 変更するということは困難ではないかということを申し上げたわけでございます」と。

長年にわたる議論の積み重ねとその定着

は、政府の憲法解釈を変更する際の高いハードルとなっている。集団的自衛権行使の違憲解釈についても、1954 年以来の「自衛力合憲論」を軸とした政府解釈の根幹に関わるため、その行使を合憲に変更することは許されない。」

◆集団的自衛権容認を許さない

集団的自衛権の容認は、日本国憲法前文及び 9 条(日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。)を真っ向から否定するものです。

集団的自衛権容認の狙いは、日本に対する軍事的危機の有無と関係なく、恒常に武力を行使できる国家に変えてしまうことにあります。

10 月 15 日招集の臨時国会では、安倍政権はこれに先駆けて「日本版国家安全保障会議」関連法案と「秘密保全法」案の成立を狙っています。

これらの法律の内容も憲法に反し、基本的人権の制限を可能にする危険な法律です。

いま、安倍政権は憲法自体の「改正」と同時に、解釈の変更や法律により、憲法の平和主義、民主主義、基本的人権を否定し変節させる「改憲」を実現しようとしています。その一環である「集団的自衛権」容認は決して許されることではありません。

(HuRP 事務局)

『関東大震災から90年、清算されない過去』 —写真・絵・本からみる朝鮮人虐殺—

9月1日「防災の日」。1923年9月1日に発生した関東大震災にちなんで1960年に制定された。また忘れてはならないのが、当時、地震や火災の混乱の中で「朝鮮人が暴動を起こした」といったデマが発生し、戒厳令が敷かれたのち、関東各地で自警団や軍隊によって朝鮮人や中国人、社会主義者らが殺害されたことだ。犠牲者は数千人に上るとされるが、政府の調査は明確に行われていない…。

ここでは、在日韓人歴史資料館にて開催中の『関東大震災から90年、清算されない過去—写真・絵・本からみる朝鮮人虐殺—』を紹介します。

* * *

写真の部では、「戒厳令の告示と武装兵の出動」、「流言の流布と自警団」、「朝鮮人虐殺」、「強制収容と労働」と、史実が時系列で展開する。また写真と写真の間には、朝鮮人を蔑視し迫害する者の証言、虐殺を目の前に朝鮮人の人権を守るべきだと訴える日本人の証言などが並ぶ。「真っ赤な川」と題された証言では、警察官が捕らえた朝鮮人を取り囲み、頭をこづき、眼に竹槍を突き立て、耳を削ぎ落とし足の甲を切り裂く中で、朝鮮人のうめき声と日本人の怒号が入りまじる様子を語っていた。なぶり殺しにされた朝鮮人の死体は川に落とされ、何百という死体で埋まった川は真っ赤な血の濁流となつたとある。

絵の部では、「子どもたちが描いた関東大震災」や絵師が描いた震災の絵巻など甚大な震災の様子が並ぶ。竹久夢二の「東京災難画信一六・自警團遊び」では、民衆に刷り込まれた流言蜚語が子どもたちにまで広がつたことが垣間見える。子どもたちは、一人を朝鮮人の役として遊びを始め、敵とみなし追いかけ回し泣くまで殴りつけてしまう…。夢二は画信で「子供達よ。棒切を持って自警團ごっこをするのは、もう止めませう」と締めくくる。

本の部では、『地震 憲兵 火事 巡査』など1920年代の貴重な文献を展示している。『地震 憲兵～』

の著者・山崎今朝彌は布施辰治とともに当時を代表する人権派弁護士で、この小説を通して憲兵や巡査の暴挙と関東大震災時の朝鮮人虐殺を痛烈に批判している、とキャプションにある。

朝鮮人虐殺事件の研究や論文の発表は1958年から本格的に始まったとのことで、関東大震災に関する文献や資料館の蔵書を、手に取って読むことのできるスペースも設けられていた。

9月14日(土)には当資料館にて、「関東大震災90周年・朝鮮人犠牲者追悼」と題し、館長の姜徳相(カン・ドクサン)氏による記念セミナーが行われた。都合で聴講できなかつたが、セミナーの資料で、姜氏は、関東大震災時の朝鮮人虐殺について「地震という偶然、差別と偏見が流言を生んだ、そして興奮した人たちが殺人者になったというものではない」とし、「一国史、国内史觀を脱して朝鮮の民族解放闘争の国際化を背景とする侵略と抵抗が生み出した民族対決」と分析している。1923年以前の韓日戦争、満州やシベリアでの経験から、日本兵は「朝鮮人は敵だ」というが意識を持ち続ける。そして日本兵らはのちに自警団や軍隊となり、関東大震災の混乱の中、朝鮮人を攻撃対象とする戒厳令が敷かれたと説明する。よつて、軍や兵士という属性を持たない「魚屋のおっちゃん」が朝鮮人の虐殺を自発的に起こすはずがないという。そのような意味では、震災時の朝鮮人虐殺は国家犯罪だと結論づけている。

差別とは主觀だけでなく、教育によって根深く残る。この企画展に足を運び、正しく史実を知り清算すべき過去を省みることが必要だと感じた。(M.A.)

* * *

『関東大震災から90年、清算されない過去
—写真・絵・本からみる朝鮮人虐殺—』

期間：2013年8月31日(土)～12月28日(土)

会場：在日韓人歴史資料館 企画展示室

<http://www.j-koreans.org> TEL : 03-3457-1088

◀イベントのご案内▶

■『2013 憲法フォーラム』(全3回) ■

憲法に関わる重要テーマについて伊藤真・法学館憲法研究所所長とその顧問・客員研究員が参加者の質問や問題提起に回答・コメントする方式で行います。(主催:法学館憲法研究所/後援:伊藤塾)

【日時・テーマ・コメンテーター】

■第1回「立憲主義といふ考え方」

コメンテーター:浦部法穂(法学館憲法研究所顧問)、伊藤真(法学館憲法研究所所長)

2013年10月21日(月)18:30~21:00

■第2回「憲法感覚の培い方」

コメンテーター:水島朝穂(早稲田大学教授)、伊藤真(法学館憲法研究所所長)

2013年11月11日(月)18:30~21:00

■第3回「憲法9条を守るといふこと」

2013年12月9日(月)18:30~21:00

コメンテーター:森英樹(名古屋大学名誉教授)、伊藤真(法学館憲法研究所所長)

【会場】伊藤塾高田馬場校 (JR高田馬場駅から徒歩1分)

【参加費】各回1,000円、3回通じて2,400円(伊藤塾塾生・大学生は半額)。

●お申し込み・お問合せ● ※定員は各回80名。事前予約制・先着順。

法学館憲法研究所事務局 TEL:03-5489-2153 FAX:03-3780-0130 E-mail:info@jiclp.jp

HP▶ http://www.jiclp.jp/jimukyoku/backnumber/20130819_02.html

■『死刑囚の絵画展—囚われているのは彼らだけではない—』 ■

現実に拘置所にとらわれている死刑囚たちの描いた絵画を約100点展示します。死刑囚自身が処刑までの日々の中で刻み付けた表現を、このようなかたちで発信することを通じて、日本社会の現状に一石を投じたいと願い、開催される絵画展です。(主催:アムネスティ・インターナショナル日本/共催:伊藤塾/協力:死刑廃止のための大道寺幸子基金)

【日時】2013年9月28日(土)12:00~22:00/29日(日)9:00~18:00

【会場】渋谷区総合センター大和田2階ギャラリー大和田(東京都渋谷区桜丘町23-21) / 入場無料

●お問合せ●TEL:03-3518-6777(アムネスティ日本・東京事務所)

HP▶ https://www.amnesty.or.jp/get-involved/event/2013/0928_4120.html?mm=1

【編集後記】▼2020年、東京オリンピックが開催されることが決まりました。それまでに世界と日本、一人ひとりの人権や平和に対する姿勢は今と変わるでしょうか、それとも変わらないでしょうか…。▼10月中旬、HuRPの有志で「3.11被災地再訪」を計画しており、通信での報告を予定しています。 (望)